



Q

海外に現地法人を持つ会社で、海外勤務では、会
勤めています。これまで給付の対象となる制度
での海外勤務では、会
社が労災保険の特別加
入の手続きをしていま
りません。

A

したが、今回は現地法人の役員として派遣されます。今までどおり特別加入できるでしょうか。

労災保険は本来、国内にある事業場に適用され、そこで就労する労働者が

派遣による
海外勤務は
労災保険に
加入できます!



派遣による海外勤務者も労災保険に加入できます

国内事業場から転勤者でない立場として
などで海外事業場に派遣される人など
遣された場合は通常、

その国の災害補償制度
の対象となります。し
かし、外国の制度の適
用範囲や給付内容が必
ずしも十分ではない場
合もあることから、海
外への派遣者について
も労災保険の給付が受
けられる特別加入制度
を設けています。

海外派遣者として労
災保険に特別加入する
ことができるのは①日
本国内の事業主から、
海外で行われる事業に
労働者として派遣され
る人②日本国内の事業
主から海外にある一定
規模以内の事業場に事
業主・役員など(労働

相談のケースは現地
法人の役員として派遣
される②に該当するの
で、現地法人が一定規
模以内の場合であれ
ば、あらかじめ所定の
手続きにより特別加入
することができます。

なお、国内事業場に
所属し、その事業主の
指揮に従って勤務する
商談、打ち合わせ、会
議などの場合は一般に
海外出張と考えられ、
国内事業場の労災保険
により給付されます。

詳しくは各労働基準
監督署または鳥取労働
局へ。